

がん
と闘う
あなたを
応援



ウィッグ
購入費助成事業
実施中

助成の対象になるもの

ウィッグ(全頭用、部分用、毛付き帽子) 及び装着に必要なネット

※令和6年4月1日～令和8年3月31日に購入したもの

※ケア用品は対象外

助成金額 **30,000円(上限)**

※ウィッグ購入費が30,000円以下のときは購入実額

※ご申請は、対象者1人につき1回限りです。

【問い合わせ】

横須賀市健康管理支援課 がん対策推進担当 電話 046-822-4307



※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

横須賀市 ウィッグ助成

検索

横須賀市では、がん治療を受けている方の社会参加を応援し、
療養生活の質がより良いものになるよう、
ウィッグ購入費用の助成事業を行っています。

助成の対象になるもの	ウィッグ(全頭用、部分用、毛付き帽子)及び装着に必要なネット ※令和6年4月1日～令和8年3月31日に購入したもの ※ケア用品は対象外
申請期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)
助成の対象となる人	次のすべてに当てはまる人 1 申請日に横須賀市に住民登録がある人 2 抗がん剤治療等に伴う副作用から生じる脱毛症状によりウィッグが必要な人 3 他の公的なウィッグ購入費用の助成を受けていない人 4 市税に滞納がない人 5 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)に規定する暴力団員等ではない人
助成金額	30,000円(上限) ※ウィッグ購入費が30,000円以下のときは購入実額 【助成対象外となるもの】 ・民間のがん保険やNPO法人などから受けたウィッグ購入費用の助成額 ・送料や値引き額・ポイント使用分
申請に必要なもの (2～6はすべて写し)	1 申請書 ①横須賀市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書 ②横須賀市がん患者ウィッグ購入費助成事業実績報告書 ③請求書 2 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類(抗がん剤名が記載されている診療明細書、お薬手帳等) 3 ウィッグを購入した領収書(申請者の氏名入り) 4 民間のがん保険などからウィッグの購入費用の助成を受けている場合、金額の明細が分かる書類 5 本人確認書類(運転免許証等) 6 振込口座が分かる書類(通帳等)
申請方法	健康管理支援課窓口へ直接または郵送で提出。 ※ご申請は、対象者1人につき1回限りです。 ※行政センター・役所屋での受付はしておりません。